

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：平成29年4月19日（平成29年（行情）諮問第145号）

答申日：平成30年4月25日（平成30年度（行情）答申第18号）

事件名：特定期間に保育施設で起きた死亡事故に係る消費者庁に対する通知内容が記録された文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、文書1の不開示部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月3日付け消安全第72号により消費者庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

報告した自治体名や事故の発生日時等について、「一般人が入手しうる報道等と照合することにより、特定個人を識別することができるものである」とされているが、報道と照合しても個人名を識別することは実質的に不可能である。また、こうした情報が報道されている場合は、必ず行政機関からの情報提供がなされている。特に自治体名を不開示とすることは、法1条が定める「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」という目的に反する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）理由説明の趣旨

原処分は妥当であるとの答申を求める。

##### （2）審査請求に至る経緯

ア 審査請求人は、平成29年1月6日付けで、処分庁に対し、法4条

1 項の規定により，下記の行政文書（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「2012年度から2016年度に保育施設でおきた死亡事故に係る消費者安全法12条に基づく消費者庁に対する通知内容が記載された文書の最終版（発生日時，発生した自治体名，施設名，事故の経過，死因，発生原因等）（事故情報データベースの掲載情報は除く）」

イ 処分庁は，平成29年2月1日付けで，本件請求文書が著しく大量であるため，法11条の規定により，開示決定等の期限の特例を適用する旨の通知をした。

ウ 処分庁は，平成29年3月3日付けで，法11条及び9条1項の規定により，本件請求文書のうち，2012年度から2014年度までに通知された5件に関する文書（本件対象文書）についての原処分をして，残りの行政文書について同年5月8日までに開示決定等をする旨の通知をした。

エ 処分庁は，原処分に係る審査請求人からの審査請求（以下「本件審査請求」という。）を平成29年3月31日に受け付けた。

(3) 審査請求人の主張

上記第2のとおり。

(4) 原処分の妥当性

原処分は，本件対象文書に法5条1号，2号及び6号に規定する不開示情報が記録されていることを理由として，その部分を除いた部分につき開示したものである。

そこで，以下，法5条各号の不開示情報ごとに原処分の妥当性について論じる。

ア 法5条1号について

原処分の不開示部分のうち，法5条1号に規定する不開示情報に該当することを理由としたものは，①個人の氏名（ただし，法5条1号ただし書イに該当する情報として開示される国家公務員の氏名を除く。），生年月日，②保育施設の名称，所在地，電話番号，開設年月日，設置者名，代表者名，面積，③報告した自治体名，部課名，電話番号，④搬送先の病院名，⑤被害児童の年齢，性別，入所年月日，死因，既往症，⑥事故の報告日時，発生日時，発生場所，発見時の子どもの様子，発生状況（特徴的な事項を含む。），発生後の対応であって，いずれも行政機関が公表している情報を除いたものである（以下，第3においては，これらを併せて「本件1号不開示部分」という。）。

本件1号不開示部分のうち，上記①は，特定の個人を識別すること

ができる情報である。

また、本件1号不開示部分のうち、上記②から⑥については、近親者、関係者、地域住民等（以下「近親者等」という。）が知り得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報である。特に、当該情報が小規模自治体におけるもの場合、地域の保育施設数が限られる等の事情もあり、より一層、近親者等の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報といえる。

加えて、本件1号不開示部分が、法5条1号ただし書イからハまでに掲げる情報にあたることを認める事情もない。

したがって、本件1号不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に該当する。

#### イ 法5条2号について

原処分不開示部分のうち、法5条2号に規定する不開示情報に該当することを理由としたものは、①私立の保育施設の名称、所在地、電話番号、開設年月日、設置者名、代表者名、面積、②被害児童の年齢、性別、入所年月日、死因、既往症、③事故の報告日時、発生日時、発生場所、発見時の子どもの様子、発生状況（特徴的な事項を含む。）、発生後の対応であって、いずれも行政機関が公表している情報を除いたものである（以下、第3においては、これらを併せて「本件2号不開示部分」という。）。

本件2号不開示部分は、法5条2号に規定する法人等が設置又は運営する保育施設であって直近5年間において保育中に死亡事故が発生した施設又はその運営者に関する情報（児童が識別されることにより、保育施設又はその運営者を推知させる情報を含む。）であり、公にすることにより、当該法人等の信用が低下し、現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えるおそれがある。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認める事情もない。

したがって、本件2号不開示部分は、法5条2号に規定する不開示情報に該当する。

#### ウ 法5条6号について

原処分不開示部分のうち、法5条6号に規定する不開示情報に該当することを理由としたものは、①公立の保育施設の名称、所在地、電話番号、開設年月日、設置者名、代表者名、面積、②被害児童の年齢、性別、入所年月日、死因、既往症、③事故の報告日時、発生日時、発生場所、発見時の子どもの様子、発生状況（特徴的な事項を含む。）、発生後の対応であって、いずれも行政機関が公表して

いる情報を除いたものである（以下、第3においては、これらを併せて「本件6号不開示部分」という。）。

本件6号不開示部分は、地方公共団体が設置又は運営する保育施設であって直近5年間において保育中に死亡事故が発生した施設に関する情報（児童が識別されることにより、保育施設を推知させる情報を含む。）であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を誘発し、当該地方公共団体の保育事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

したがって、本件6号不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に該当する。

#### エ 審査請求人の主張について

##### （ア）本件1号不開示部分と照合される「他の情報」の基準について

審査請求人は、本件1号不開示部分について、一般人が入手し得る報道等の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することは実質的に不可能である旨主張する。

しかしながら、同号にいう「他の情報」は一般人の知り得る情報に限られるべきではない。すなわち、「法5条1号は特定の個人を識別することができる情報については開示義務を解除することを明示しており、これは法が行政機関の保有する情報の一層の公開を図ることにより公正で民主的な行政の推進を目指す一方で、プライバシーを中心とする個人の権利ないし利益は保護することとしたものと解される。そして、一般には知られておらず、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報と相俟って個人が識別される情報についても、それが開示されると、結局は、情報の伝播により個人のプライバシー侵害という事態を招くことになるから、法5条1号の「他の情報」は一般人の知り得る情報に限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報をも含むものと解するのが相当である。」（東京高判平成20年12月17日判例集不登載参照）。

これを本件1号不開示部分についてみるに、自治体名、保育施設の名称、事故の発生日時、搬送先の病院名等の情報は、近親者等が知り得る情報との照合により、特定の個人を識別することができることとなるものといえる。

よって、審査請求人の上記主張には理由がない。

##### （イ）報道内容と行政機関の公表している情報との関係について

審査請求人は、事故情報が報道されている場合は必ず行政機関からの情報提供がされているから、行政機関の公表している情報である旨主張する。

当該主張は、不開示とされた自治体名について、法5条1号イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとして、その開示を求めるものと思われる。

しかしながら、同規定にいう「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定をいい、また、「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するところ（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」48頁参照）、事故情報が報道されているからといって、当該情報が何人にも等しく情報を公開することを定めている規定に基づき公にされている情報又は公にすることが慣習として行われている情報にあたるとはいえない。なお、事故情報が死亡事故等の重大な事案であるほど、一般に報道機関の独自の取材等に基づくものも多くみられるものと思われる。

よって、審査請求人の上記主張には理由がない。

(ウ) 自治体名を不開示としたことと法1条に規定する目的との関係について

審査請求人は、自治体名を不開示としたことは法1条に規定する目的に反する旨主張する。

しかしながら、法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との立場を採用する一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量し、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として定めている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」38頁及び同39頁参照）。

本件対象文書についてみても、そこに記録された自治体名は、上記ア及びエ（ア）のとおり、法5条1号に規定する不開示情報に該当するから、これを不開示としたからといって法1条に規定する目的に反することにはならない。

よって、審査請求人の上記主張には理由がない。

(エ) 小活

以上のとおり、本件1号不開示部分、本件2号不開示部分及び本件6号不開示部分を不開示とした原処分に違法又は不当な点はない。また、その他、原処分に違法又は不当な点はない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分は妥当である

との答申を求める。

## 2 補充理由説明書

### (1) 補充理由説明書の趣旨

ア 原処分において提示した不開示部分，不開示理由及び根拠規定のうち，一部を改め，この書面でその理由の説明を補充することにより，改めて原処分は妥当であるとの答申を求める。

### (2) 開示決定通知書の別紙（略）（以下「通知書別紙」という。）及び理由説明書に記載の不開示部分のうち，以下の不開示部分については，記載に誤りがあったため，削除又は訂正する。

ア 本件対象文書の不開示部分には該当がないもの（削除）

(ア) 通知書別紙「不開示部分」欄の1欄目及び理由説明書(4)アに記載の「(個人の)生年月日」

(理由)

本件対象文書の不開示部分には該当しない情報であったため。

(イ) 通知書別紙「不開示部分」欄の各欄及び理由説明書(4)アに記載の「(保育施設の)電話番号」(同イ及びウについて同じ。)

(理由)

本件対象文書の不開示部分には該当しない情報であったため。

(ウ) 通知書別紙「不開示部分」欄の3欄目に記載の「公立の保育施設の名称，所在地，電話番号，開設年月日，設置者，代表者名，面積」「被害児童の年齢，性別，入所年月日，死因，既往症」及び「事故の報告日時，発生日時，発生場所，発見時の子どもの様子，発生状況（特徴的な事項を含む），発生後の対応（行政機関が公表している情報を除く）」並びに理由説明書(4)ウの本文

(理由)

本件対象文書のいずれの不開示部分においても公立の保育施設を含まないため。

しかしながら，公立の保育施設であることを前提とした不開示理由の説明は撤回するが，理由説明書(4)の「ウ 法5条6号について」については，不開示理由及び根拠を下記(3)ア(ウ)dのとおり修正した上で，なお原処分を維持することが妥当である。

イ 開示済みのものを誤って不開示部分として記載したもの（削除）

通知書別紙「不開示部分」欄の各欄及び理由説明書(4)ア⑥に記載の事項のうち「発見時の子どもの様子」(同イ③及びウ③について同じ。)

(理由)

本件対象文書において，全て開示しているため。

ウ 不開示部分の誤記（訂正）

(ア) 通知書別紙1頁「不開示部分」欄の各欄及び理由説明書(4)ア⑤に記載の「被害児童の年齢、性別」(同イ②及びウ②について同じ。)

正：「被害児童の月齢」

(イ) 通知書別紙2頁「不開示部分」欄に記載の「地方公共団体の内線番号」

正：「警察庁職員の内線番号」

(3) 原処分不開示理由及び根拠規定を改めた部分

本書面で改めた後の原処分に係る不開示部分については、理由説明書のうち、「(4) 原処分の妥当性」の「アないしウ」に係る不開示理由及び根拠規定(法の規定)を次のとおり訂正し、開示した5文書(文書1ないし文書5)ごとに、以下のとおり整理した。

改めた内容に係る部分を二重かぎ括弧(『』)で示す。

ア 文書1(管理番号：140812-005)

(ア) 不開示部分

- a 「2. 通知者に関する事項」のうち、「①通知主体(行政機関名等)」, 「担当者名」, 「所属部署」及び「電話番号」
- b 「4. 事故等が発生した日時・地域」のうち、「②発生地域(市町村)」
- c 「8. 情報提供者」のうち、「情報提供者の住所」

(イ) 根拠規定

- a 法5条1号本文『前段』
- b 法5条1号本文『後段』
- c 『法5条2号イ』
- d 『法5条6号柱書き』

(ウ) 不開示理由

a 法5条1号本文『前段』に基づく不開示理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号ただし書イからハマまでに該当する事情もない。

b 法5条1号本文『後段』に基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報その他一般人が入手し得る報道等の情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報と照合することにより、当該事故の被害者を特定できる可能性のあるものであって、公にすることにより、当該被害者の遺族の権利利益を害

するおそれがある。』また、法5条1号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

『c 法5条2号イに基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報その他一般人が入手し得る報道等の情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合することにより、当該保育施設を推知させるものであり（被害児童が識別されることにより、当該保育施設を推知させる情報を含む。）、公にすることにより、当該法人その他の団体の信用等を低下させ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。』

『d 法5条6号柱書きに基づく不開示理由

上記不開示部分を公にした場合、具体的な事実関係が明らかではない状況において、文書1に係る保育事故が発生した市町村に対し、当該保育事故に関する必要以上の問合せ等がなされ、また当該市町村の保育事故への対応内容に対するいわれのない非難等が寄せられるなどの事態が生じ、その結果、当該市町村の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、さらに、当該市町村が事実関係が明らかではない状況下では積極的な情報提供に躊躇するなど、今後同様の保育事故に関する情報収集業務に必要となる具体的な情報が十分に得られなくなり、消費者庁における行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。』

イ 文書2（管理番号：G1140908-07）

（ア）不開示部分1

a 不開示部分

（a）報告者に関する事項のうち、「市町村（消防本部名）」『FAX送信元として印字された市町村消防本部名を含む（以下同じ。）』

（b）「発生場所」

（c）「事故等の概要」のうち、保育園名

（d）「消防・救急・救助活動状況」のうち、消防本部名、園児発見地点、搬送先病院名

（e）「その他参考事項」のうち、保育園名、搬送先病院名

b 根拠規定

法5条1号本文『後段』



c 不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報その他一般人が入手し得る報道等の情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報と照合することにより、当該事故の被害者を特定できる可能性のあるものであって、公にすることにより、当該被害者の遺族の権利利益を害するおそれがある。』また、法5条1号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

(イ) 不開示部分2

a 不開示部分

(a) 報告者に関する事項のうち、「市町村（消防本部名）」、「報告者名」

(b) 消防庁受信者の『姓』

b 根拠規定

法5条1号前段

c 不開示理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。『また、報告の受信者は消防庁の研修生の身分の者であり、公開すべき国家公務員の氏名には該当せず』、法5条1号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

(ウ) 不開示部分3

a 不開示部分

『(a) 報告者に関する事項のうち、「市町村名（消防本部名）」、「報告者名」、「発生場所」』

(b) 「事故等の概要」のうち、保育園名

『(c) 「消防・救急・救助活動状況」のうち、消防本部名』、園児発見地点、搬送先病院名

(d) 「その他参考事項」のうち、保育園名、搬送先病院名

b 根拠規定

法5条2号イ

c 不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報その他一般人が入手し得る報道等の情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合するこ

とにより、当該保育施設を推知させるものであり（被害児童が識別されることにより、当該保育施設を推知させる情報を含む。）、公にすることにより、当該法人その他の団体の信用等を低下させ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ 文書3（管理番号：F1141009-01）

（ア）不開示部分1

a 不開示部分

（a）「事故発生日 発生場所」のうち死亡確認時刻、住所及び保育施設名

（b）「事業者名（販売者、製造者など）」のうち、保育施設名、運営事業者名

（c）「聞き取り内容」のうち、被害児童の『月齢』

（d）「被害状況 ※人数、程度など」のうち、被害児童の『月齢』

（e）「備考」のうち、被害後の状況

b 根拠規定

（a）法5条1号本文『後段』

（b）法5条2号イ

c 不開示理由

（a）法5条1号本文『後段』に基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報その他一般人が入手し得る報道等の情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報と照合することにより、当該事故の被害者を特定できる可能性のあるものであって、公にすることにより、当該被害者の遺族の権利利益を害するおそれがある。』また、法5条1号ただし書イからハマまでに該当する事情もない。

（b）法5条2号イに基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報その他一般人が入手し得る報道等の情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合することにより、当該保育施設を推知させるものであり（被害児童が識別されることにより、当該保育施設を推知させる情報を含

む。），公にすることにより，当該法人その他の団体の信用等を低下させ，その権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 不開示部分 2

a 不開示部分

「情報提供者」のうち，『姓』，内線番号

b 根拠規定

法 5 条 1 号本文前段及び『4 号』

c 不開示理由

個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，法 5 条 1 号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

『また，当該職員の姓及び内線番号を公にすることにより，当該職員が特定され，当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされ，あるいは直接又は間接の不当な接触等により様々な懐柔，干渉を加えられ，警察活動の妨害が行われるなど，その業務に支障を及ぼすおそれを否定できないことから，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 4 号に該当する。』

(ウ) 不開示部分 3

a 不開示部分

「情報提供者」のうち，内線番号

b 根拠規定

『法 5 条 6 号柱書き』

c 不開示理由

『警察庁内部の連絡先であって，公にすることにより，偽計等に使用され，警察庁が必要とする際の緊急の連絡に支障を来すなど，警察庁の事務の適正な遂行に支障が及ぼすおそれがある。』

(エ) 不開示部分 4

a 不開示部分

「備考」のうち，被害後の状況

b 根拠規定

法 5 条 1 号本文『後段』

c 不開示理由

『個人に関する情報であって，一般的に秘匿すべき必要性が高い事故後の経緯に関する情報であることから，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがある。』また，法 5 条

1号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

エ 文書4（管理番号：141218-002）

（ア）不開示部分1（保育所及び認可外保育施設事故報告様式）

a 不開示部分

- （a）「自治体名」
- （b）「施設名」
- （c）「所在地」
- （d）「開設（認可）年月日」
- （e）「設置者」
- （f）「代表者名」
- （g）「保育室等の面積」
- （h）「児童年齢・性別」のうち、『月齢』部分
- （i）「病状・死因等（既往症）」のうち、「病院名」
- （j）「発生状況」のうち、搬送先病院名
- （k）「発生後の対応」のうち、事故後における施設の状況

b 根拠規定

- （a）法5条1号本文『後段』
- （b）法5条2号イ

c 不開示理由

- （a）法5条1号本文『後段』に基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報と照合することにより、当該事故の被害者を特定できる可能性のあるものであって、公にすることにより、当該被害者の遺族の権利利益を害するおそれがある。』また、法5条1号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

- （b）法5条2号イに基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合することにより、当該保育施設を推知させるものであり（被害児童が識別されることにより、当該保育施設を推知させる情報を含む。）、公にすることにより、当該法人その他の団体の信用等を低下させ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 不開示部分 2 (事故情報聴き取りメモ)

a 不開示部分

受付担当者の『姓』

b 根拠規定

法 5 条 1 号本文前段

c 不開示理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。『また、当該職員は、補助的業務に従事する非常勤職員であり、公にされるべき国家公務員の氏名に該当せず、』その他の法 5 条 1 号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

(ウ) 不開示部分 3 (事故情報聴き取りメモ)

a 不開示部分

「自治体名・担当者」のうち、所属課、『姓』、電話番号

b 根拠規定

(a) 法 5 条 1 号前段

『 (b) 法 5 条 6 号柱書き』

c 不開示理由

(a) 法 5 条 1 号前段に基づく不開示理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

『 (b) 法 5 条 6 号柱書きに基づく不開示理由

上記不開示部分を公にした場合、具体的な事実関係が明らかではない状況において、文書 4 に係る保育事故が発生した市町村に対し、当該保育事故に関する必要以上の問合せ等がなされ、また当該市町村の保育事故への対応内容に対するいわれのない非難等が寄せられるなどの事態が生じ、その結果、当該市町村の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、さらに、当該市町村が事実関係が明らかではない状況下では積極的な情報提供に躊躇するなど、今後同様の保育事故に関する情報収集業務に必要となる具体的な情報が十分に得られなくなり、消費者庁における行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。』

(エ) 不開示部分 4 (事故情報聴き取りメモ)

a 不開示部分

「自治体名・担当者」のうち、所属課、電話番号

b 根拠規定

(a) 法5条1号本文『後段』

(b) 法5条2号イ

c 不開示理由

(a) 法5条1号本文『後段』に基づく不開示理由

特定の市町村を識別することができる情報であり、直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報として、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合することにより、当該事故の被害者を特定できる可能性のあるものであって、『公にすることにより、当該被害者の遺族の権利利益を害するおそれがある。』また、法5条1号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

(b) 法5条2号イに基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合することにより、当該保育施設を推知させるものであり（被害児童が識別されることにより、当該保育施設を推知させる情報を含む。）、公にすることにより、当該法人その他の団体の信用等を低下させ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

オ 文書5（管理番号：150213-008）

(ア) 不開示部分1

a 不開示部分

(a) 「自治体名」

(b) 「施設名」

(c) 「所在地」

(d) 「開設（認可）年月日」

(e) 「設置者」

(f) 「代表者名」

(g) 「保育室等の面積」

(h) 「事故発生日時」のうち、月日部分

(i) 「児童年齢・性別」のうち、『月齢』部分及び「入所年月日」

(j) 「病状・死因等（既往症）」のうち、「病院名」

(k) 「発生状況」のうち、搬送先病院名、死亡確認日

(1) 「発生後の対応」のうち、司法解剖日

b 根拠規定

(a) 法5条1号本文『後段』

(b) 法5条2号イ（ただし、「発生後の対応」のうち、司法解剖日を除く。）

c 不開示理由

(a) 法5条1号本文『後段』に基づく不開示理由

特定の市町村を識別することができる情報であり、直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報として、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合することにより、当該事故の被害者を特定できる可能性のあるものであって、『公にすることにより、当該被害者の遺族の権利利益を害するおそれがある。』また、法5条1号ただし書イからハまでに該当する事情もない。

(b) 法5条2号イ（ただし、「発生後の対応」のうち、司法解剖日を除く。）に基づく不開示理由

直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、当該対象文書で開示されている情報及び『被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報』と照合することにより、当該保育施設を推知させるものであり（被害児童が識別されることにより、当該保育施設を推知させる情報を含む。）、公にすることにより、当該法人その他の団体の信用等を低下させ、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(4) 改めた部分に係る不開示理由の補充説明

上記(3)で改めた部分に係る不開示理由のうち、次の項目について補充して説明する。

ア 法5条1号本文後段を根拠とする不開示部分について

(ア) 法5条1号本文後段に規定する情報の該当性

上記(3)において、法5条1号本文後段を根拠とする不開示部分に記録された情報は、本件処分の対象文書の性質に鑑みると、被害児童の遺族にとっては、保育施設における痛ましい死亡事故を想起させるものであって、事故情報やカルテ情報などと同様、個人の人格と密接に関連した機微情報を一体として構成するものというべきである。

(イ) 法5条1号ただし書口に規定する情報の該当性

当該情報は死亡事故に関することから、同号ただし書口に規定する「人の生命」に関連するところ、この規定は、その趣旨及び文言を同条2号ただし書と共通にすることから、同号ただし書と同様の要件を満たす必要があるとされる（東京地裁平成19年1月26日判決・訟月55巻11号3235頁参照）。そして、法5条2号ただし書に規定する情報は、それを開示することにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものであっても、それに優越する法益を保護する上で必要と認められる場合に限り、開示に伴う不利益を当該法人等に甘受させた上で、例外的にその開示を認めようとするものである。したがって、例外的な開示が認められるためには、その開示により人の生命、健康等の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合であって、法人等に不利益を強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情があることを要すると解すべきである（上記判決参照）。

これを本件についてみると、当該情報は、前記（1）のとおり、被害児童の遺族にとっては、個人の人格と密接に関係する機微情報というべきものである。他方、将来にわたる類似事故の防止という観点からは、いずれの情報も事故原因等を調査分析したものではなく、事故の概況程度の内容にすぎない。そうすると、当該情報を開示したとしても、人の生命、健康等の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合には当たらず、開示に伴う不利益を被害児童の遺族に強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情があるとはいえない。

よって、法5条1号ただし書口に規定する情報には当たらない。

(ウ) 法5条1号ただし書イ及びハに規定する情報の該当性

また、いずれの不開示部分についても、国の行政機関が公表している情報については除く処理をしていることから、同号ただし書イに規定する情報に当たるものは含まれず、同ハに規定する情報にも当たらない。

(エ) 小括

したがって、法5条1号本文後段を根拠とする不開示部分に記録された情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、同号ただし書イからハまでに規定する情報に当たると認めべき事情もないから、同号に規定する不開示情報に該当する。

イ 近親者等の入手可能な情報について

上記（2）において、不開示理由の該当項目に加えた「被害児童の



近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報」については、保育施設の死亡事故に関する情報という本件処分の対象文書の性質等を考慮すると、理由説明書において既に述べた法5条1号本文前段に規定する「他の情報」の解釈に関する議論と同様のことが、同号本文後段、同条2号イ及び6号柱書きに規定する「おそれ」について検討する場合においても斟酌されるべきことを明らかにしたものである。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分は妥当であるとの答申を求める。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                 |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年4月19日 | 諮問の受理           |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年5月15日    | 審議              |
| ④ | 同年7月18日    | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑤ | 同年10月17日   | 審議              |
| ⑥ | 同年11月28日   | 審議              |
| ⑦ | 平成30年3月12日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑧ | 同月20日      | 審議              |
| ⑨ | 同年4月23日    | 審議              |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2012年度から2016年度までに保育施設で起きた死亡事故に係る消費者庁に対する通知内容が記録された文書の最終版（発生日時、発生した自治体名、施設名、事故の経過、死因、発生原因等）（事故情報データベースの掲載情報を除く）」の開示を求めるものであるところ、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、まず、文書1ないし文書5を本件対象文書として特定し、その一部について、法5条1号、同条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、上記第3の2（2）のとおり、補充理由説明書において、原処分で不開示とした部分のうち、その一部を、開示決定通知書（通知書別紙の「不開示部分」の欄）に誤って掲記されたとして不開示部分から除き、その余の部分（ただし、上記第3の2（2）のとおり、原処分における不開示部分の表記の誤りを訂正した後のもの。以下「本件不開示部分」という。）につき、不開示理由及びその根拠規定の一部を訂正し、さらに、法

5条4号の不開示理由を追加した上で、なお原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、保育施設で起きた死亡事故（5件）に係る消費者安全法12条に基づく消費者庁に対する通知内容（死亡事故の発生日時、発生した地方公共団体名、当該事故の経過、発生原因、その収容先の病院や保育施設、死亡した児童に関する情報等）が記載された文書である。

### （1）文書1に係る本件不開示部分について

ア 標記の不開示部分は、「2. 通知者に関する事項」のうちの「①通知主体（行政機関名等）」、「担当者名」、「所属部署」及び「電話番号」の各欄（要するに、死亡事故が発生した地域であると同時に通知主体となった地方公共団体の名称とその担当者の氏名並びにその担当者が所属する部署名及び電話番号）、「4. 事故等が発生した日時・地域」のうちの「②発生地域（市町村）」欄並びに「8. 情報提供者」のうちの「情報提供者の住所」欄であると認められるところ、諮問庁は、これらの不開示部分について、上記第3の2（3）アのとおり、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する旨説明する。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、文書1の通知主体である地方公共団体のウェブサイトを確認させたところ、当該地方公共団体自らが文書1に係る死亡事故に関し調査をした報告書を同ウェブサイトに掲載していることが確認でき、しかも、当該ウェブサイトの掲載内容をみると、標記の不開示部分に記載されている情報を含む当該死亡事故に関する詳細な情報が具体的に記載されていると認められる。

ウ 以上を踏まえ、まず、法5条1号及び2号イ該当性について検討すると、上記アのとおり、標記の不開示部分には、当該地方公共団体の担当者の氏名等、当該担当者を識別することができる情報が記載されていると認められるものの、当該被害者の氏名等、当該被害者を識別することができる情報（同条1号前段）が含まれているとは認められない。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該担当者の氏名等については、当該地方公共団体において公表慣行があるとのことであるから、同号ただし書イに該当する。

さらに、原処分において、文書1に係る死亡事故の発生日時や発生地域のうちの都道府県名が開示されていることから、これらの開示情報と標記の不開示部分とを照合することにより、近隣住民等一定の関係者が当該被害者や保育施設を推認する可能性があるともみる余地もないではないが、他方、上記イのとおり、標記の不開示部分に記載されている情報そのものは、当該地方公共団体により既に公にされている

情報であることからすると、結局、標記の不開示部分のうち当該地方公共団体の担当者の氏名等を除く部分が法5条1号本文後段の不開示情報に該当するとしても、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、上記の不開示部分が同条2号イに該当するとは認められない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号及び2号イに該当するとは認められない。

エ また、法5条6号柱書き該当性について検討すると、諮問庁は、標記の不開示部分を公にすると、具体的な事実関係が明らかではない状況において、文書1に係る保育事故（死亡事故）が発生した地方公共団体に対し、当該保育事故に関する必要以上の問合せ等がなされ、また、当該地方公共団体の保育事故への対応内容に対するいわれのない非難等が寄せられるなどの事態が生じ、その結果、当該地方公共団体の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、さらに、事実関係が明らかではない状況下では、当該地方公共団体が積極的な情報提供にちゅうちょするなど、今後同様の保育事故に関する消費者庁の情報収集業務において必要となる具体的な情報が十分に得られなくなり、消費者庁における行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある旨説明する。

しかしながら、上記イのとおり、当該地方公共団体自らが、ウェブサイトにおいて、標記の不開示部分に記載されている情報を含む当該死亡事故に関する詳細な情報を調査報告書の形で公にしていることを踏まえると、上記の諮問庁が説明するようなおそれがあると認めることはできないから、法5条6号柱書きに該当するとは認められない。

オ 以上のとおり、標記の不開示部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当すると認めることはできないから、開示すべきである。

## (2) 文書2ないし文書5に係る本件不開示部分について

ア 文書2の「消防庁受信者氏名」欄に記載された「受信者の姓」について

標記の不開示部分には、保育施設で起きた死亡事故に係る通報の受信者である消防庁職員の姓が記載されていると認められるところ、これは、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書について検討すると、諮問庁は、当該受信者は消防庁の研修生の身分の者であり、公にすべき国家公務員の氏名には該当しない旨説明するので、この点について、当審査会

事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該受信者は、地方公共団体から地方公務員の身分のまま、消防庁に出向している者であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該受信者の姓については、情報公開に関する連絡会申合せである「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「申合せ」という。）は適用されない。

そして、そのほかに、当該受信者の姓について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているという事情も認められないことから、標記の不開示部分は、法5条1号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もなく、さらに、当該受信者の姓は、個人識別部分であるため、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書3の「情報提供者」欄に記載された「情報提供者の姓」及び「内線番号」について

(ア) 標記の不開示部分には、情報提供者である警察庁職員の姓とその所属部署の内線番号が記載されていると認められるところ、諮問庁は、標記の不開示部分について、法5条1号のほか、当該職員の姓及び内線番号を公にすることにより、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされ、あるいは直接又は間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を及ぼすおそれを否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、同条4号に該当し、また、内線番号については、警察庁内部の連絡先であって、公にすることにより、偽計等に使用され、警察庁が必要とする際の緊急の連絡に支障を来すなど、警察庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きにも該当する旨説明する。

(イ) そこで検討すると、標記の不開示部分のうち、情報提供者である警察庁（捜査第一課）職員の姓については、当該職員の業務の性質等に鑑みれば、諮問庁の上記（ア）の説明に不自然、不合理な点は認められず、当該職員の姓を公にすることにより、当該職員及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされ、又は直接若しくは間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、上記の不開示部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 次に、内線番号についてみると、当該内線番号は、警察庁内部の内線番号であると認められるところ、当該内線番号が公にされているといった事情は認められないことから、これを公にすると、偽計等に使用され、警察庁が必要とする際の緊急の連絡に支障を来すなど、警察庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記ア及びイ以外に係る本件不開示部分について

上記の不開示部分には、死亡した児童の月齢及び保育施設への入所年月日、死亡事故の発生場所及び発生日（一部）のほか、収容先の病院の名称、保育施設の名称、住所、開設（認可）年月日、設置者、代表者名、規模等の死亡した児童、その収容先の病院及び保育施設に係る情報が記載されていると認められる。

諮問庁は、標記の不開示部分について、いずれも直近5年間に発生した特定の保育死亡事故に係る事故発生地等に関する一体的な情報であり、当該情報の性質及び内容に照らし、本件対象文書で開示されている情報その他一般人が入手し得る報道等の情報及び被害児童の近親者や地域住民等であれば保有あるいは通常入手することが可能な情報と照合することにより、当該事故の被害者を特定できる可能性のあるものであって、公にすることにより、当該被害者の遺族の権利利益を害するおそれがあり、また、法5条1号ただし書イからハまでに該当する事情もないことから、同号に該当する旨説明する。

そこで検討すると、文書2ないし文書5に係る死亡事故に関しては、上記（1）イのような事情は認められない。そして、文書2ないし文書5には、当該被害者の氏名は記載されてはいないものの、当該不開示部分を公にすると、原処分において開示されている情報や、一般に報道された情報等と照らし合わせることにより、当該被害者の近隣住民等一定の関係者において、当該被害者が特定できるおそれがあることは否定できない。しかも、保育施設における死亡事故

に関する詳細な情報は、通常人に知られたい機微な情報であることから、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、通知ごと一体として、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書きイないしハに該当する事情は認められないことから、同号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件では、諮問庁が補充理由説明書において説明するとおり、開示決定通知書（その別紙）及び理由説明書の不開示部分の記載には、開示実施文書で開示されていて不開示部分には該当しないとされた部分も掲記するなど、誤った記載が多く認められ、諮問に当たっても、その誤った不開示部分の記載を前提として不開示理由を説明しており、甚だ慎重さに欠ける不適切な対応といわざるを得ない。

処分庁（諮問庁）においては、今後の開示請求及び審査請求への対応に当たっては、同様の不適切な事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が強く望まれる。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、文書1の不開示部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、文書1の不開示部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 文書1 「管理番号：140812-005」の文書
- 文書2 「管理番号：G1140908-07」の文書
- 文書3 「管理番号：F1141009-01」の文書
- 文書4 「管理番号：141218-002」の文書
- 文書5 「管理番号：150213-008」の文書